

浦安市重度訪問介護利用対象者大学等修学支援事業の実施に関する規則（令和3年規則第53号）

改正後			改正前		
別表（第8条第1項） 利用助成金			別表（第8条第1項） 利用助成金		
基準額	支給額		基準額	支給額	
	市民税課税世帯者	市民税非課税世帯者		市民税課税世帯者	市民税非課税世帯者
1時間当たり3,920円	基準額の100分の90に相当する額	基準額に相当する額	30分当たり800円	基準額の100分の90に相当する額	基準額に相当する額
注			注		
<p>1 この表において「市民税課税世帯者」とは、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1号又は第2号に掲げる者に該当する利用者をいう。</p> <p>2 この表において「市民税非課税世帯者」とは、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、令第17条第4号に掲げる者に該当する利用者をいう。</p> <p>3 <u>大学等修学支援事業の利用に当たり、1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てて計算するものとする。</u></p>			<p>1 この表において「市民税課税世帯者」とは、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「令」という。）第17条第1号又は第2号に掲げる者に該当する利用者をいう。</p> <p>2 この表において「市民税非課税世帯者」とは、当該利用者のみで世帯が構成されたと仮定した場合に、令第17条第4号に掲げる者に該当する利用者をいう。</p>		